道央廃棄物処理組合公平委員会議事規則

(平成26年5月19日公平委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第11条第5項の規 定に基づき、道央廃棄物処理組合公平委員会(以下「委員会」という。)の 議事に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

- 第2条 委員会の会議は、必要に応じ委員長がこれを招集する。
- 2 会議を招集するときには、委員長は会議に付する事案、会議開催の日時及 び場所を委員にあらかじめ通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 会議は、特に必要があると認めたときは、委員会の決議により公開することができる。

(議長)

第4条 委員長は会議の議長となり、議事を整理する。

(議決の効力)

第5条 会議の議決は、採決のときにおいてその効力を生ずる。

(議事録)

第6条 地方公務員法第11条第4項の議事録は、委員全員がこれに署名して確 定する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。